

議案第60号

市川市印鑑条例の一部改正について

市川市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月19日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市印鑑条例の一部を改正する条例

市川市印鑑条例（昭和52年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第5条第3項中「記録されている」を「記載（同法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている」に改める。

第6条第2項第3号中「（住民基本台帳法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）」を削る。

第16条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

第17条の見出しを「（通知）」に改め、同条中「又は後見人に通知し、又は告知する」を「に通知する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第2項第2号の規定は、この条例の施行の日以後に行う印鑑の登録の申請について適用し、同日前に行った印鑑の登録の申請については、なお従前の例による。

理 由

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による成年被後見人等に係る欠格条項の見直しを踏まえ印鑑の登録を受けることができない者の範囲を見直すほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。